

# 議会だより

## Vol. 5

伊那市議会事務局  
TEL 0265-968149  
FAX 0265-769117  
E-mail: gki@inacty.jp

今月から  
毎月発行  
します

### 特集1 伊那市議会のしくみ

### 特集2 伊那市議会政治倫理 条例の制定へ

(「ご意見をお寄せください」)

### 3月定例会市議会の報告

・今定例会で議決された議案の  
一部を紹介します

・3月定例会市議会一般質問から

伊那市議会3月定例会は2月26日から3月15日  
までの会期で開かれ、初日に47議案と請願・陳情  
3件、議員提出3議案、4日目に4議案と最終日  
に議員提出1議案が追加提案され審議を行いま  
した。

市報いな

公民館報いな

## 今定例会で議決された議案の一部を紹介いたします。

### (条例案件)

◆伊那市、上伊那郡高遠町及び同郡長谷村の廃置分合に伴う地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例  
高遠町及び長谷の地域協議会の委員の任期4年を3年に変更するためのものです。

◆伊那市議会議政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例  
地方自治法の一部改正により、政務調査費の対象範囲を拡大し、併せて名称を政務活動費に改めるためのものです。

◆伊那市税条例の一部を改正する条例  
大規模災害に備えて地方が実施する緊急防災・減災事業の財源確保を図るための地方税臨時特例法の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

◆伊那市環境保全条例の一部を改正する条例  
地下水等の水資源を地域共通の財産とし、合理的な利用を図るため、所要の改正を行うものです。

◆伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例  
中学生の通院費無料化の実施と、障害者自立支援法の名称変更に伴い、所要の改正を行うものです。

◆伊那市農業公園条例の一部を改正する条例  
みはらしファームの木曾馬牧場を廃止するためのものです。

### (一般案件)

◆伊那市土地開発公社の解散について  
伊那市土地開発公社を解散するためのものです。

◆第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請について

伊那市土地開発公社を解散するため、公社の負債を市が代位弁済する財源として、国の支援策を活用するためのものです。

### (予算案件)

◆平成24年度伊那市一般会計第11回・第12回・第13回補正予算  
第11・12・13回の補正で、歳入歳出それぞれ十四億七、〇二〇万円追加し、総額を三一八億四、六八〇万円とするものです。  
主な補正は次のとおりです。

- 除雪経費 四、〇〇〇万円
- 団体営土地改良事業 一億四、九三三万円
- 東部中学校耐震補強工事 五億四、一〇〇万円
- ◆平成25年度一般会計予算  
歳入歳出それぞれ総額を三二八億五、八〇〇万円とするものです。

### (請願・陳情)

- ◆長野地方裁判所支部における労働裁判の開設に関する請願  
結果 採択
- ◆生活保護基準の見直しに関して国に意見書の提出を求める陳情  
結果 不採択
- ◆伊那市に県工科短大設置を求める陳情  
結果 趣旨採択

### (議員提出議案)

◆長野地方裁判所支部における労働裁判の開設を求める意見書の提出について

議会だより

ふくし伊那





# 特集2 伊那市議会政治倫理条例の制定へ

## ご意見をお寄せください

### 市民から信頼される議員と議会、開かれた市政のために

伊那市議会は、昨年「議会基本条例」を制定しました。この条例の精神である市民から信頼される議員と議会、開かれた市政を実現するためには、明確な政治倫理基準の遵守が必要です。そこで市議会は、議会改革特別委員会を設置し、「政治倫理条例」の制定に向けた協議を重ねています。

市民の皆さんからもご意見をお寄せいただきたく、政治倫理条例(案)の概要をご説明します。

### 条例の目的や責務

この条例は、議員が市民と信頼に値する政治倫理を確立するため、議員が遵守すべき政治倫理基準などを定め、公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とします。

※議員の責務としての説明責任、また市民の責務について明記すべきとの意見もあります。

### 議員の政治倫理基準

議員は、次のような政治倫理基準を遵守しなくてはなりません。

一、品位と名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。

二、市が行う請負契約・許認可などで、特定のものに有利な取り計らいをしないこと。

### 兼業などの報告義務

議員自ら、もしくは配偶者が事業を営んでいる場合、または法人などの役員をしている場合は、速やかに議長に報告し

なければなりません。

※報告の範囲は、議員と配偶者だけでなく、一親等あるいは二親等あるいは二親等の親族まで拡大すべきであるとの意見もあります。

### 市との契約

議員自ら、もしくは配偶者が事業を営んでいる場合、または法人などの役員をしている場合は、地方自治法第92条の2の規定などにより、市との請負、委託、物品納入などの契約を締結するよう努めなければなりません。

※議員と配偶者だけではなく、一親等あるいは二親等、さらに実質的に経営に携わっている法人の範囲まで拡大すべきであるとの意見もあります。

### 市民の審査請求権

市民は、議員に政治倫理基準に違反する行為があると認められるときは、〇〇名以上の連署をもって、議長に対し審査の請求を行うことができます。

※審査請求に必要な市民の連署数については、50人とする意見や、人口比とする意見

# 特集1 伊那市議会のしくみ



## 自治は「市民が主役」です



・市長と議員(議会)は、共に市民が直接選んだ市民の代表です。(二元代表制)

・両者は、並立対等の立場にあり、相互に抑制し合いながら、かつ均衡のとれた形で市政を運営する責任があります。

・よりよい伊那市のために力を合わせ、行き過ぎがあれば相互に指摘し合い、市民の負託に応えます。

例えば、議会は市長に対し、不信任議決をすることができ、市長は、議会を解散することができます。

### 市長の役割

・市政運営に必要な条例や予算を提案します。

・重要な契約や財産の取得(処分)の承認を求めます。

・決算の認定を求めます。

議決された条例や予算、及び契約や財産の取得(処分)を執行します。

### 議会の役割

議会本会議  
基本的なことを審議します。

議会本会議  
委員会で審査した議案を決定します。

委員会審査  
・付託された条例や予算及び重要な契約や財産の取得(処分)、また、決算などについて詳細に審査します。

・市民からの請願・陳情を審査します。

委員会へ  
審査付託

委員会の審査  
結果を報告

### 委員会の構成

常任委員会			議会運営委員会	特別委員会 (設置は必要に応じ議会の議決で置きます)		
総務委員会	社会委員会	経済建設委員会		議会改革特別委員会	道路・交通対策特別委員会	環境・エネルギー問題特別委員会
・総務、企画情報、財政、防災、教育、スポーツ振興、選挙、監査など。	・市民生活、生活環境、税務、社会福祉、高齢者福祉、子育て、健康推進など。	・農林、商工、観光、産業立地、建設、住宅、都市整備、上下水道など。	議会の円滑な運営のために、問題となる課題を協議。また、開催日程の調整、本会議の進行を確認します。	議会の透明性を高め、市政に民意が反映されるよう議会改革を行います。	市民の望む道路整備・交通対策について研究し報告します。また、国県への要望活動を行います。	段階的に原発依存から脱却するために、エネルギーの地産地消について研究し報告します。

・その他に、全員協議会、議員懇談会、会派代表者会が開催されます。

・上記委員会に所属する議員は、インターネットにて「伊那市:伊那市議会の紹介」で検索するとご覧いただけます。(伊那市公式ホームページ <http://www.inacity.jp/> からご覧いただけます。)

### ご意見をお寄せください

#### ご意見は文書で、伊那市役所議会事務局

郵送 〒396-8617 伊那市下新田3050番地

FAX 76-9117

E-mail gkj@inacity.jp

の、いずれかの方法で住所、氏名、連絡先を明記の上、お送りください。ご意見お待ちしております。

### 政治倫理審査会

議長は、審査の請求を受けるときは、議会に政治倫理審査会を設置し、審査会は非公開で審査し、審査結果を文書で議長に報告します。議長は、審査結果を公表し、議会は市民の信頼を回復するために必要な措置を講じます。

※政治倫理審査会を常設型とする意見や、審査は非公開ではなく、原則公開とすべきであるとの意見もあります。